

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町税条例等の一部を改正する条例（平成27年里庄町条例第30号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成28年3月2日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

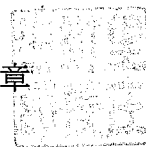
専決第4号

専 決 処 分 書

里庄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分とする。

平成27年12月28日

里庄町長 大内 恒章



理 由

平成28年度与党税制改正大綱（平成27年12月16日決定）において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は平成28年1月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成 27 年 12 月 28 日公布
里 庄 町 条 例 第 30 号

里庄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

里庄町税条例等の一部を改正する条例（平成27年里庄町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち里庄町税条例第51条第2項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

同条のうち里庄町税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。